

(仮称) 島牧美川・折川ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査については、2024年1月より希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施しております。調査方法や地点等に関しては鳥類に知見を持つ専門家へ事前にヒアリングを実施しております。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、「この配慮書は、上記①～④の縦覧場所では8月8日まで閲覧することができます。」とありますが、本配慮書のインターネットでの公表は、縦覧期間終了後も継続されるのでしょうか。もしインターネット上で公表を継続される場合は、どのくらいの期間公表されるのかについても併せてご教示ください。 また、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可とのことですが、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	インターネット上に公表される図書は、紙媒体による公表と比較して、複製や加工が極めて容易なことから、図書の流用・乱用・改変等を防ぐため、ダウンロード・印刷は行えない設定としております。なお、法に基づく縦覧期間終了後の公表の継続については、今後も事業計画の見直しが生じる可能性がある中で、過去の事業計画案を継続して公開することで、混乱を招いてしまう可能性があることから、公開は行わない方針としています。 しかしながら、住民等との相互理解の観点からも重要な課題と考えておりますので、図書公開については引き続き検討しつつ、説明会の開催等を通して地域の住民、団体、自治体や専門家、事業者等の関係者の情報交流の拡充、促進を図ります。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体に対しては積極的な情報提供、協議を実施するとともに、住民に対しては、事業地周辺の自治会を中心に定期的にコミュニケーションをとるほか、方法書以降の住民説明会の開催、個別の問い合わせへの対応など丁寧かつ真摯に向き合い、相互理解の促進に努めて参ります。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1第一種事業の目的	1次	①カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 ②「地元経済への貢献」とは、具体的にどのようなことを想定されているかをご教示ください。	①本事業においては、環境影響評価の手続きを通じて、動物・植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しております。 ②工事実施時の地元企業の積極的な採用、地元外からの業者による宿舎や商店の利用等、今後の計画については関係する自治体との協議のうえ、意向も踏まえた内容を検討して参ります。
2-2	6	図 2.2-1(2) 事業実施想定区域	1次	方法書段階において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として、図書に示されない場合がありますが、発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているものの、特に風力発電所については風車の配置と環境影響評価手法の関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい、とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。	方法書では風車配置案を示す予定です。
2-3	10	2.2.4(3)(b)、(e)	1次	①既存道路等の「等」の内容をご教示ください。 ②周辺他事業について、可能な範囲で除外したとのことですが、可能であるかをどのように判断したのかをご教示ください。また、どの事業と、どのように重複しているのかを具体的にご教示ください。	①既存道路のみであるため「等」を削除します。方法書以降の手続きにおいて、修正いたします。 ②計画中の事業については事業実施の見通しが不明であるため、方法書以降まで手続きが進んでいる事業については実施の可能性のあるものと判断し、風力発電機の設置対象外の範囲としました。 周辺事業との重複の状況は以下の通りです。 【事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）が重複する事業】 ・月越原野風力発電事業計画：方法書 ・（仮称）島牧ウィンドファーム事業：準備書 ・新島牧ウィンドファーム事業：既設 【事業実施想定区域が重複する事業】 ・（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧：配慮書

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	10 18	(d) 環境保全上留意が必要な場所の確認 図 2.2-9 事業実施想定区域(案) (図 2.2-5~図 2.2-8 までの重ね合わせ)	1次	①事業実施想定区域内には、土砂流出防備保安林や水源かん養保安林等の保安林を含みますが、本区域を回避しなかった理由と、今後、どのように影響の回避を検討していく予定かご教示ください。 ②協議を予定している関係機関をご教示ください。 ③住居及び特に配慮すべき施設等から500mの範囲を風力発電機の設置対象外としたとのことですが、例えば風車の影の影響は風力発電機のローター直径の10倍の距離に及ぶという知見などがあるにもかかわらず、この離隔で良いとした理由についてご教示ください。	①配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあり、現時点で変更する可能性のある範囲を広めに設定しているという背景から、配慮書段階では当該保安林を除外していません。 今後、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで保安林への影響の回避を図るとともに、必要に応じて適切な措置を講じる方針です。 ②今後、協議が必要な関係機関としましては、国有林・保安林に関する窓口である北海道森林管理局と考えております。なお現時点での想定ですので、今後、許認可や届出の提出先になりえる関係機関には随時ご相談してまいります。 ③「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」(環境省総合環境政策局、平成23年)によると、風力発電機から約400mまでの距離にある民家において苦情等が多く発生している調査結果が報告されているとともに、近年メーカーが生産する風力発電機の大型化が進んでいることから、現時点で生活環境保全上留意が必要な施設等からの離隔を500mと設定しました。なお、風車の影の影響は、風力発電機の配置、その地域の地形、保全対象施設等の周辺の植生及び建物の状況等によるため、離隔距離のみによって判断することは難しいものと考えます。今後の手続において、風力発電機の設置対象区域を絞り込むなどして配慮が必要な施設や住居からの離隔に留意するとともに、方法書以降の調査及び予測・評価の結果を踏まえ、風車の稼働により影響が懸念される場合には、適切に環境保全措置を検討する方針です。
2-5	22	(1) 工事計画の概要	1次	工事中における主要な交通ルートについて、現時点で、どのように想定されているかをご教示ください。また、方法書ではルートが明示されるのかをご教示ください。	工事中における主要な交通ルートは現時点では未定です。方法書段階では、可能な範囲で主要な交通ルートをお示ししたいと考えております。
2-6	24~ 25	(1) 事業実施想定区域の周囲における他の風力発電事業	1次	①(仮称)鳥牧郡鳥牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書が7月2日に公告されたので、留意するとともに、事業実施想定区域周辺における最新の情報の把握に努めてください。また、方法書では最新の情報を反映してください。 ②事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 また、今後他事業との環境影響(景観など)の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。 ③図書P17で、「既存及び計画中の風力発電施設のエリアを可能な範囲で除外」としつつ、「(仮称)北海道(道南地域)ウィンドファーム鳥牧」の区域を除外しなかった理由をご教示ください。また、風力発電機の設置に当たり、支障はないのか等、同事業の事業者との協議状況と今後の協議の予定についてご教示ください。 ④黄色い枠で示された事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)の一部が「(仮称)鳥牧ウィンドファーム事業」及び「月越原野風力発電事業計画」の区域と重複しておりますが、土地の改変等に係る同事業の事業者との協議状況と今後の協議の予定についてご教示ください。	①「(仮称)鳥牧郡鳥牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の情報を留意するとともに、事業実施想定区域周辺における最新の情報の把握に努めます。方法書では最新の情報を反映します。 ②現時点では本事業における風車配置計画等の事業計画が未確定である事項が多いことから、周辺の他事業者との協議等は行っておりません。累積的な影響については、他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努めるとともに、方法書以降の本事業計画の絞り込みの結果、周辺の環境条件、既設・計画中の発電所との位置関係等から累積的影響が生じると判断した場合には、実施する予定としています。 ③「(仮称)北海道(道南地域)ウィンドファーム鳥牧」については、2018年11月に配慮書の公告が行われた後、方法書以降の手続きが実施されておらず、事業実施の見通しが不明であることから、当該区域を除外しませんでした。現時点では、同事業の事業者との協議は実施しておらず、今後の協議の予定もございません。 ④「(仮称)鳥牧ウィンドファーム事業」及び「月越原野風力発電事業計画」との重複部分は、風車設置対象外としておりますので、他事業者様への風車配置に影響を及ぼさないよう配慮しております。そのため、現時点では、事業者との協議は実施しておりません。今後は事業計画検討の進捗に合わせて必要に応じて協議を実施して参ります。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	36	2) 湧水	1次	「事業実施想定区域及びその周囲には湧水は存在しない。」とのことですが、関係町村に確認をされているものかご教示ください。	関係町村に確認はしていません。北海道の代表的な湧水 (https://www.env.go.jp/water/yusui/result/sub4-2.html)の結果を整理しています。
3-2	38	(2) 水質	1次	湖沼(歌島沼)に関する状況をお示しください。	北海道自然環境保全指針(平成元年7月)では、歌島沼の面積はランク3(1~20ha)となっています。また、水質観測は実施されていません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	39	①健康項目	1次	①調査地点の位置が分かる図をお示ください。 また、神社の川末流地点の集水域も明らかにしてください。 ②神社の川末流地点において鉛の環境基準超過が確認されており、その原因は自然由来の可能性も高いとされています。このため、事業実施想定区域における土壌の鉛濃度が高い可能性は考えられないか、事業者の見解をご教示ください。	①別添3-3に調査地点位置、集水域がわかる図を整理しました。 ②近年環境基準値を超過していますが、神社の川の集水域が事業実施想定区域にかかっていないこと、隣接する宮沢の川は環境基準値以下で推移していることからその可能性は低いと想定されます。
3-4	39	②生活環境項目	1次	生活環境項目に関する水質調査は行われていないとされていますが、表3.1-10において結果が示されているpHは、生活環境項目に該当しないのでしょうか。	ご指摘の通り該当します。方法書で修正いたします。
3-5	57	表3.1-21	1次	哺乳類の重要な種のうち11種がコウモリ類ですが、これらの分布情報について、文献等での調査は実施していないのでしょうか。	コウモリ類の分布情報については、文献等で確認し、関係自治体である島牧村、寿都町、黒松内町に確認記録がある種又は分布メッシュ情報が重なっている種を抽出しております。
3-6	67 72	図 3.1-9(1) ハチクマの渡り経路 図 3.1-16 猛禽類分布図 (北海道の猛禽類)	1次	環境省RDBの準絶滅危惧 (NT) に該当するハチクマについて、事業実施想定区域が春季の渡りの経路と近接しているほか、クマタカやオオタカ、ハチクマ、ハヤブサの分布と事業実施想定区域が重複していますが、これを受け、今後どのようにして環境影響評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	今後の方法書以降の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえた上で、事業実施想定区域周辺の渡りの経路や生息分布を把握し、バードストライクのリスクや繁殖への影響を予測・評価します。
3-7	77~ 78 246 ~ 249	図3.1-19 図4.3-11~13	1次	事業実施想定区域が含まれるメッシュと隣接するメッシュの情報も含めた図をお示ください。	別添3-7に事業実施想定区域が含まれるメッシュと隣接するメッシュの情報も含めた図をお示します。
3-8	86	2) 植生	1次	南側の標高300m以上の山地では「チシマザサ-ブナ群集」がまとまって分布していると、事業実施想定区域内にもその植生が含まれています。 本地域はブナの北限地帯であることを考えると、この段階で当該植生の回避を優先する必要があると考えますが、現段階で回避せず、今後の現地調査の結果等を踏まえ、変更の回避・低減の検討を行うこととした理由について事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあり、現時点で改変する可能性のある範囲を広くに設定していること、当該植生の分布範囲の詳細を現地調査等で確認できていないことから、配慮書段階では当該植生の分布範囲を回避していません。 なお、「チシマザサ-ブナ群集」については、本地域がブナの北限地帯であることの重要性を踏まえ、今後、現地調査で分布範囲の詳細等を把握したうえで、可能な限り直接改変を回避するなどの環境保全措置を検討いたします。
3-9	92	図 3.1-24(6) 現存植生図 (凡例)	1次	凡例に示されている植生の自然度を記載した図をお示ください。また、事業実施想定区域内の植生自然度9の区域に位置している植生について、ご教示ください。	別添3-9に植生の自然度を記載した図をお示します。また、事業実施想定区域内の植生自然度9の区域に位置している植生は以下のとおりです。 チシマザサ-ブナ群集、エゾイタヤ-シナノキ群集 エゾイタヤ-シナノキ群落、ヤナギ高木群落 ヒメヤシブシタニウツギ群落
3-10	93~ 97	図 3.1-25 植生自然度図	1次	①植生自然度9の区域について、本区域を回避しなかった理由と、今後、どのように影響の回避を検討していく予定かご教示ください。 ②事業実施想定区域内に植生自然度8の範囲が含まれていますが、方法書以降に実施する植生調査等において、この範囲やその他に植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。	①配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあり、現時点で改変する可能性のある範囲を広くに設定していること、当該植生の分布範囲の詳細を現地調査等で確認できていないことから、配慮書段階では当該植生の分布範囲を回避していません。今後、現地調査で分布範囲の詳細等を把握したうえで、可能な限り直接改変を回避するなどの環境保全措置を検討いたします。 ②植生自然度8の植生については、今後実施する現地調査の結果を踏まえ、専門家へのヒアリングを実施し、当該地域における重要性等を考慮して、事業による影響の回避・低減を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	116 ～ 117 119 ～ 120	表 3.1-42 (1) 景観資源の状況 表 3.1-43 主要な眺望点の状況	1次	①配慮書における関係市町村としている2町1村に対し、景観に関する聞き取り調査を実施したという理解でよろしいでしょうか。また、ヒアリングを実施している場合はその概要についてご教示ください。 ②自治体のほか観光協会等の関係団体へのヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。 ③地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ④事業実施想定区域に近い本目海岸が主要な眺望点として選定されていませんが、選定する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。 ⑤主要な眺望点の本目岬は、本目岬灯台からの眺望でしょうか。事業者の見解を伺います。	①②景観資源、主要な眺望点の位置を記載した配慮書案の抜粋を2町1村の観光部局および観光協会の6名に送付し、追加施設がないかを確認しました。その結果、黒松内町観光協会より「黒松内岳」「東山（黒松内町東山公園スキー場）」の2ヶ所を追加するよう意見がありましたので追加しました。 ③地域住民が日常でも利用すると考えられる道の駅等を眺望点として選定しており、ヒアリングでも特に地点追加の意見がなかったことから現時点では選定していません。今後の方法書以降の手続きにおいて、追加の必要性を検討します。 ④各町村の観光パンフレット等に記載がなく、ヒアリングでも特に地点追加の意見がなかったことから現時点では選定していません。今後の方法書以降の手続きにおいて、追加の必要性を検討します。 ⑤本目岬灯台からの眺望です。
3-12	122 ～ 123	表 3.1-44(1) 事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場	1次	①人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたり、関係自治体や関係団体にヒアリングを実施しているでしょうか。実施している場合はその概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。 ②事業実施想定区域に近く、キャンプ場や海水浴場で利用されている本目海岸が選定されていませんが、選定する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	①人と自然との触れ合いの活動の場の位置を記載した配慮書案の抜粋を2町1村の観光部局および観光協会の6名に送付し、追加施設がないかを確認しました。その結果、追加施設のご指摘はありませんでした ②各町村の観光パンフレット等に記載がなく、ヒアリングでも特に地点追加の意見がなかったことから現時点では選定していません。今後の方法書の手続きにおいて、追加の必要性を検討します。
3-13	137	3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	事業実施想定区域の設定に当たって、関係町村の水道所管部局、農業団体及び漁業団体とは調整が行われたものかご教示ください。	現時点では協議を実施していませんが、今後、事業計画を具体化させる過程で関係機関と協議を進めることを検討しております。
3-14	137	1) 水道用水としての利用 表 3.2-11 上水道等の取水状況（令和4年度）	1次	①「河川及び湖沼の利用状況は、図3.2-4に示すとおり」とのことですが、図3.2-4の図郭内において、表流水の取水地点があるのかをご教示ください。また、表流水の取水地点の有無を関係町村の水道所管部局に確認されたのかをご教示ください。 ②島牧村及び黒松内町において地下水（深井戸）の利用があるようですが、当該地点は事業実施想定区域内または周辺にありますでしょうか。また、区域内または周辺にある場合はどのような対応を想定しているのか、現時点での想定をご教示ください。 ③個人所有の井戸の調査の実施状況や今後の実施予定についてご教示ください。	①表流水の取水地点はコベチャナイ川の本目地区水源地になります。関係町村の水道所管部局から給水区域図を受領し、取水地点・取水形態を確認しています。 ②豊浜地区、中の川地区は地下水（深井戸）の取水地点ですが、事業実施想定区域からは距離が離れています。 ③現時点では個人所有の井戸の調査は実施していません。方法書の手続きにおいて、事業計画の詳細を検討する際に、住居等の人の利用がある場所の周辺で大規模な造成や杭打ちなど地下水位の変動が生じるおそれがある工事を実施する場合は、個人所有の井戸の有無について関連自治体へのヒアリングを行う方針です。
3-15	138	3) 漁業による利用	1次	事業実施想定区域及びその周囲において、さけます増殖河川及び保護水面の有無をご教示ください。	朱太川がさけます増殖河川に指定されています。事業実施想定区域及びその周囲において、保護水面は指定されていません。
3-16	139	(3) 地下水	1次	確認ですが、地下水の取水地点は、全て事業実施想定区域外でしょうか。	地下水の取水地点は、全て事業実施想定区域外です。
3-17	140	図 3.2-4 水道用水の利用状況及び地下水の取水位置の分布状況	1次	給水区域として「本目・豊浜・歌島地区簡易水道」の区域が図示されていますが、本事業による影響を受ける可能性のある本目地区水源地を取水地点とする浄水の給水域を把握されておりましたら、その区域についてご教示ください。	本目地区水源地からのみの給水域は把握していません。島牧村から入手しました資料を別添3-17にお示しします。
3-18	141	図3.2-5農業用水の利用状況	1次	①折川が、事業実施想定区域と接しているように見えますが、事業実施区域との重複の有無をご教示ください。 ②農業用水の利用について、取水地点の把握状況をご教示ください。また、取水地点を把握している場合には、その集水域が分かる図をお示しください。	①別添3-18に示すとおり、事業実施想定区域と折川は重複していません。 ②農業用水の利用について、町村ヒアリングを実施し、利用があると回答された島牧村より取水地点位置図を受領しましたので別添3-18にお示しします。また、取水地点における集水域を別添3-18にお示しします。
3-19	150	図 3.2-10 事業実施想定区域から50km圏内の産業廃棄物処理事業者の位置	1次	当該図に示されている地点は各処理業者の本社住所でしょうか。施設の設置場所を示している場合には、出典の加筆をお願いします。	本社住所を示しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-20	193	図3. 2-16砂防指定地等の指定状況	1次	事業実施想定区域は、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区と重複していますが、当該重複箇所の周囲には河川が存在しており、河川への土砂流出等が懸念されます。このため、今後、土地の変更を行う範囲をどのように検討することを想定されているのか、当該区域を除外することを前提に検討されるのか、事業者の見解をご教示ください。	今後の検討にあたっては、河川及び砂防を管理する関係機関と調整し、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の直接変更を極力回避し、安全性を確保できるような変更区域の絞り込みを検討するほか、可能な限り土地の変更量の抑制に努める方針です。
3-21	194	7)その他環境保全計画等	1次	黒松内町は「黒松内町生物多様性地域戦略」を策定していますが、こちらも参照する必要はないでしょうか。	参照する必要があるので、方法書で追加します。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	205	表 4. 1-2 計画段階配慮事項の選定	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておきませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）によると、「20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされ、令和2年11月発電所アセス省令の改訂に伴い、参考項目から除外された項目であることなどを、住民の方から不安や懸念があった場合には、住民説明会等の機会を通して住民に丁寧に説明したいと考えております。 なお、そのうえで、超低周波音による不安や懸念が払拭されない場合には、個別に対応（当該住民に対する更なる説明、超低周波音の予測値の提示、現況調査の実施等）させていただくことを含め対応を検討します。
4-2	208 ～ 210	表4. 2-1計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	1次	評価の手法について、「重大な影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか」ではなく、「重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であるか」を評価することとした理由をご教示ください。 また、発電所アセス省令の、どの条文を踏まえて、評価の手法を決定されたのかをご教示ください。	発電所に係る環境影響評価手引のp166には、発電所アセス省令第6条から第10条の規定を踏まえ、「詳細な予測及び評価は方法書以降の手続で行う」とされており、また、同手引のp159には、発電所アセス省令第5条の規定を踏まえ、以下の記載があります。 重大な影響を受けるおそれとは、事業特性（影響要因の内容や強度、例えば、保全対象の分布状況と事業の実施が想定される範囲との重なりや不可逆的な変化を引き起こすかどうか等）と地域特性（保全対象の重要性の程度や地域における分布状況等）を踏まえるものであることに鑑みると直接変更等による保全対象の消失、縮小が回避できない場合であり、次のイ、ロに該当する場合は重大な影響を受けるおそれがある場合として取り扱わず配慮書段階における計画段階配慮事項として選定しないことができる。 イ 環境保全措置を講じることにより影響を回避・低減が可能と考えられる場合 ロ 影響が可逆的、短期的または限定的である場合 上記を踏まえ、配慮書段階では保全対象への影響については、調査及び予測において文献その他資料で可能な範囲で把握を行っています。予測結果を踏まえて、先ずはこの時点で影響が生じる可能性があるか否かという観点で評価した上で、回避又は低減が将来的に可能であるかを考慮して重大な影響となるか否かを評価しています。
4-3	214 224	2) 予測手法【騒音】 2) 予測手法【風車の影】	1次	風力発電機の設置対象区域から2. 0kmの範囲について、事業による影響を予測したとされていますが、表4. 2-1における予測の手法では、事業実施想定区域から外側2. 0kmの範囲を対象とされています。このため、適切に予測がされているとする理由をお示しください。	事業実施想定区域のうち、騒音および風車の影により影響を適切に把握するため、風力発電機の設置対象区域から2. 0kmの範囲を評価対象としています。方法書では表4. 2-1の記載を修正します。
4-4	221	2) 評価結果【地形・地質】	1次	対象事業実施区域の絞り込み等により、環境影響を回避又は低減できる余地があるとされていますが、図2. 2-12 (p23)によると、風力発電機の輸送経路（案）は重要な地形を通るルートではないでしょうか。このため、重要な地形が存在することを踏まえ、今後、風力発電機の輸送経路や工事関係車両の走行ルートをどのように検討することを想定されているのかをご教示ください。 また、重大な影響を回避することができるのか、そのように考える理由とあわせて、事業者の見解をご教示ください。	泊・弁慶峠段丘の一部が輸送経路（案）と重なっておりますが、大規模な変更は想定しておらず、既存道の一部を若干拡張する程度であり影響は軽微と考えております。 なお、今後の調査・予測評価において当変更が重大な環境影響を及ぼすと判断した際には、他の輸送経路についても検討して行きたいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	250 251	表 4.3-14 専門家等への意見聴取の内容	1次	動物における専門家等からの助言が哺乳類及び鳥類のみとなっていますが、その他の分類群に関する情報は既存資料整理のみで把握しきれなかったということでしょうか。最新の知見等を把握するためにも、コウモリ類や鳥類に限らず、各種群において複数の専門家等に、より詳細なヒアリングを行い、生息環境の情報を精査し、それを反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	その他の分類群に関する情報は、広域的な視点から地域特性を把握するため、事業実施想定区域が位置する島牧村、寿都町、黒松内町の範囲を基本とし、周辺事業における環境影響評価図書も参考にして、広く収集・整理しております。 方法書以降の現地調査、予測・評価においては、より適切な環境影響評価となるよう、他の分類群も含めて複数の専門家へのヒアリングの実施を検討します。
4-6	258	2) 評価結果	1次	クマタカに関しては、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」が令和6年6月に環境省により取りまとめられていますが、こちらを参照する必要はないでしょうか。	方法書以降の現地調査、予測・評価においては、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和6年6月）も参照します。
4-7	269	表 4.3-24 専門家等への意見聴取の内容	1次	専門家より、外来種に関する指摘がありますが、 ①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することではなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf	①現時点では緑化計画は未検討ですが、緑化を実施する場合は、専門家へのヒアリングを実施のうえ、外来種の侵入・分布拡大に留意し、緑化計画を検討します。 ②緑化を実施する場合は、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立案します。
4-8	269	表 4.3-24 専門家等への意見聴取の内容	1次	同じ植生区分でも若齢林と壮齢林では重要度が異なる旨の意見がありますが、事業実施想定区域に広く分布しているシラカンバーミズナラ群落はどちらに該当するのでしょうか。 現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。	現時点では若齢林（50年生未満）が多いと想定していますが、今後の現地調査等で詳細を把握します。
4-9	274	2) 評価結果	1次	「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書段階では、可能な限り具体的な調査ルート、調査地点を提示する予定です。
4-10	290	表 4.3-34(1) 主要な眺望景観の変化の程度の予測結果	1次	歌島高原について、垂直見込角4.1度と予測しており、予測結果においては、風力発電機の見え方の大きさについて「比較的細部にまで良く見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」と予測していますが、これは表4.3-33の3度における鉄塔の見え方の知見を引用しているものであり、実際にはこの知見よりも大きな影響があると思われます。「既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ」（NEDO）の知見では、垂直見込角4度以上で「負の意味で風力発電機を気にするようになる」とあることから、このことも踏まえた配置計画や環境保全措置を検討する必要があると考えられますが、事業者の見解を伺います。	歌島高原の風力発電機の見え方の大きさについては、「比較的細部にまで良く見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」または「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。」程度である可能性があります。このため、今後の方法書以降の手続きにおいては、「既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ」（NEDO）の知見も参考にしながら調査および予測・評価を実施し、地形変化及び施設存在に伴い、主要な眺望景観が変化し、景観への影響が大きいと評価される場合に環境保全措置を検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-11	293	2) 評価結果	1次	<p>①景観資源の泊-弁慶岬段丘と事業実施想定区域の一部の重複について、現時点でどのような改変を想定しているのか、ご教示ください。</p> <p>②本目岬の眺望方向を海側としていますが、陸側の段丘も眺望方向になるのではないのでしょうか。また、その場合、風力発電機が視認できることになり、重大な影響はないとする評価は過小評価とはならないでしょうか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①泊-弁慶岬段丘と重複している事業実施想定区域は、風車設置対象外ですので現時点で大規模な改変は想定しておりません。ただし、一部工事車両通行のための既存道の拡幅等の可能性はございます。</p> <p>②本目岬の眺望方向は観光パンフレットの記載内容から海側としました。陸側の眺望については、今後方法書以降の手続きにおいて現地確認を行い、風力発電機の視認状況を踏まえて、適切に予測・評価を行います。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		